

意見書

作成日	令和8年4月1日
-----	----------

令和8年3月25日付をもって意見を求められた就業規則の制定（変更）について、下記のとおり意見を提出します。

記

（意見を記入してください。異議がない場合は「異議ありません」と記入します。）

事業場名	株式会社テンプレートフリー
------	---------------

労働者代表の選出方法	従業員による挙手投票（2026年3月20日実施）
------------	--------------------------

労働者代表 職名・氏名	営業部主任 田中 一郎
-------------	-------------

労働者代表 署名：田中 一郎 ㊞

意見の内容：異議ありません。

別紙：意見書の書き方ガイド

1. 意見書とは

労働基準法第90条1項により、使用者は就業規則の作成・変更について、労働者の過半数で組織する労働組合（無い場合は労働者の過半数を代表する者）の意見を聴かなければなりません。同条2項により、就業規則を労働基準監督署に届け出る際は、この意見を記した書面（意見書）を添付する必要があります。

2. 「意見を聴く」＝「同意を得る」ではない

意見書の添付は義務ですが、労働者代表の同意を得ることまでは条文上求められていません。労働者代表が反対意見を述べた場合でも、意見書さえ添付されていれば届出自体は受理されます。ただし、就業規則の内容に労働者の意見を反映させることは、円滑な労務管理のために重要です。

3. 労働者代表の選出方法

過半数代表者は、投票・挙手等の民主的な方法により選出する必要があります。管理監督者を選出することはできず、使用者が指名した者であってはなりません。就業規則の意見聴取のために選出する場合は、その旨を明示して選出手続きを行ってください。

※ 本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言を構成するものではありません。

※ 就業規則の届出には、就業規則届・意見書（本書）・就業規則本体の3点セットが必要です（労働基準法第89条・第90条2項）。